真鶴町新校建設基本設計業務委託公募型プロポーザル質疑書に対する回答[５月 21 日確定]
※なお、回答した内容については「真鶴町新校建設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」「同仕様書」「同特記事項」に反映されたものとみなします。

No.	該当箇所	質疑事項	回答
1	プロポーザル実施要領 P13　5(6)【技術提案】(2)	(2) 敷地活用の考え方について、の中に「・建設工事期間の安全管理、及び学校運営上への配慮事項」とあります。後半「学校運営上への配慮事項」について、工事期間中は学校運営はなされないと思いますが、どの時期を想定されておられるかお教えください。	学校運営については、2026（令和 8）年 9 月より、まなづる小学校へ引っ越す予定でいます。工事は、2027（令和 9）年度以降となることを想定していますので、授業等での影響はありませんが、解体前に閉校式あるいは、閉止式等を行うことが想定されています。時期は、未定ですが工事期間中の解体前に行われる場合もあるので、教育委員会と調整をお願いするものです。
2	プロポーザル実施要領 様式 8、様式 9-1～9-3	余白の設定や、様式に記載されている文字のフォントや字体の変更等、様式のレイアウトの変更は可能でしょうか。	文字のフォントについては、当町の内規で、「BIZ UD 明朝 Medium」を使用していますが、余白の設定や、様式に記載されている文字のフォントや字体の変更等、様式のレイアウトの変更は認めます。
3	調査基本設計業務委託特記事項、別記５ 地盤調査 ２	「地盤調査仕様書（調査項目、数量、時期など）は設計者が作成し、調査業務を任意の調査会社に 発注するものとする」とありますが、発注するのは真鶴町でしょうか、設計者でしょうか。	真鶴町立体育館建設時に町立体育館該当地の地盤調査を行っていますが、校舎の配置等により必要に応じて調査業務を行うものとしています。調査会社への発注は設計者が発注することを想定しています。
4	基本構想・基本計画 p30 Ⅵ　2　オ 土砂災害特別警戒区域・警戒区	土砂災害の警戒区域について、基本構想基本計画案に記載の範囲（参照：幸せをつくる真鶴時間マップ）と真鶴町土砂災害ハザードマップで範囲が違いま	真鶴町土砂災害ハザードマップ（2023 年発行）を正と考えてください。

	域図	すが、幸せをつくる真鶴時間マップを正として考えてよろしいでしょうか。	
5	基本構想・基本計画 p32 Ⅵ　3(2)	計画面積は上限が7,000㎡という認識でよろしいでしょうか。	今回の提案の際は、7,000㎡を上限としますが、プロポーザル実施要領1ページ⑤※印に記載のとおり、基本設計の早い段階で、最適な施設整備を行い、関係各所と綿密に協議を行った上で緩和の可能性を見極めます。
6	基本構想・基本計画 p36 Ⅵ　4(2)	学校の上下足については、一足制でしょうか。一足制でない場合、学校図書館を地域開放する際の上下足の運用について、想定している内容があればお教えください。	学校の上下足については、今後の検討課題として捉えています。現状は、小学校・中学校ともに二足制です。学校図書館の地域開放による上下足については、使用者の利便性や使用する材料等を鑑み今後の検討としています。
7	基本構想・基本計画 p36 Ⅵ　4(2)	学校図書館について、地域開放する時間は学校の授業時間中も含めて開放する想定でしょうか。	地域への開放は、授業に影響のないことが条件となりますが、授業時間中の開放も想定しています。既存の町立図書館の開館時間は、9時30分から18時までです。
8	基本構想・基本計画 p32 Ⅵ　4(2)	蔵書数3万冊における開架、閉架の配分に関する想定があればお教えください。	現時点では未定です。「質問№４」に記載した延床面積に応じて、検討していきます。
9	基本構想・基本計画 p38 Ⅵ　4(2)	給食の搬出入に関する車両サイズをお教えください。	新設校での車両等について、現時点でお答えできませんが、現在の搬入車両については、次のとおりです。 [当日分] ①牛乳及びパン：２ｔ小型トラック ②生鮮系：商用バン普通車 [不定期] ①乾物系及び米：２ｔ又は３ｔ小型トラック
10	基本構想・基本計画 p38 Ⅵ　4(2)	地域連携に含まれるコミュニティスペースやふるさと学びルームの運営時間の想定があれ	今後の検討課題です。コミュニティスペースについては、夜間利用も想定していますが、詳細は設計段階で決定していきたいと思います。

		ばお教えください。	
11	基本構想・基本計画 p46 Ⅵ　4(3)	サッカーコートサイズ(60×90m)の確保が厳しい場合は、縮小することも検討してよいでしょうか。	サッカーコートの確保は現時点では、優先すべき事項と考えていますが、施設整備の中で何を優先するのかを含めて、今後の協議事項であると認識しております。
12	基本構想・基本計画 p46 Ⅵ　4(3)	地域連携を行う各室に至る動線は、グランド内を通過するなど、学校動線と交錯しても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	児童生徒に対する安全性と利用者の利便性及び安全性を考慮した上で決定していきますが、原則として、グラウンド内の動線の交錯は防犯上からも考えてはいません。
13	基本構想・基本計画 p54 取り組み一覧	スクールバスに関して、想定されているバスのサイズと停留場所等利用について、お教えください。	スクールバスの運行については、今後の協議となりますが、実施する場合は、校舎の配置等により、安全が確保できる場所等を検討していきたいと考えています。
14	既存図	既存(中学、町立体育館)の確認申請図書および確認済証、検査済証はありますでしょうか。ありましたら閲覧させてください。	真鶴中学校の確認済証は存在確認済 町立体育館の確認済証は、不存在
15	実施要領 1　基本事項(2)業務概要⑦計画概要	まなづる小学校及び真鶴中学校、各々の時間割を提供いただけないでしょうか。	現時点での小学校・中学校の標準的な日課表を示します。新校では、今後検討を重ね、新たな時程を検討します。 ○まなづる小学校 8:20～8:35　朝の会 8:35～9:20　1校時 9:25～10:10　2校時 10:10～10:25　中休み 10:25～11:10　3校時 11:15～12:00　4校時 12:00～12:45　給食 12:45～13:30　長昼休み 13:30～14:15　5校時 14:20～15:05　6校時 15:05～15:20　帰りの会

			○真鶴中学校 ８:25～８:35　学活 ８:35～８:45　朝読書 ８:55～９:45　１校時 ９:55～10:45　２校時 10:55～11:45　３校時 11:55～12:45　４校時 12:50～13:10　昼休み 13:35～14:25　５校時 14:35～15:25　６校時 15:30～15:40　清掃 15:45～15:55　学活
16	実施要領 １　基本事項(2)業務概要⑦計画概要	まなづる小学校及び真鶴中学校、各々の直近3年程度の光熱水費をご教示いただけないでしょうか。	まなづる小学校 電気料Ｒ４：７，１５１，１７７円 Ｒ５：５，４３８，０２１円 Ｒ６：５，０８１，１３１円 水道料Ｒ４：２，２８９，１５３円 Ｒ５：２，４４６，７２２円 Ｒ６：２，１９６，０１２円 真鶴中学校 電気料Ｒ４：３，５４８，５６７円 Ｒ５：３，３６１，５４８円 Ｒ６：３，２７７，５８２円 水道料Ｒ４：　５０８，０２３円 Ｒ５：　４９３，７２８円 Ｒ６：　５４４，８５１円
17	実施要領 1 基本事項 (2)業務概要⑦計画概要	統合後予定される児童の通学方法をご教示いただけないでしょうか。	原則、徒歩での通学方法を想定しています。スクールバス又は路線バスの利用については、通学路の安全確認を含めて今後の検討課題となります。
18	実施要領 １　基本事項(2)業務概要⑦計画概要	自治会別、年代別の子どもの数を示した資料をご教授いただけないでしょうか。	自治会別・年代別（R7.05.14現在） 東　西　丸山　城口　城北　みさき　土肥道　岩中央　山ゆり 0歳児　1　2　0　1　0　1　0　2　4 1歳児　1　1　0　1　5　3　1　0　1 2歳児　0　0　1　1　2　2　5　0　3 3歳児　2　3　0　1　4　2　5　0　4 4歳児　0　2　1　2　5　1　6　5　1

			5歳児　0　3　1　3　1　1　3　0　1 6歳児　2　2　3　2　6　2　3　3　4 7歳児　1　4　3　8　9　4　4　2　2 8歳児　3　3　2　2　3　4　2　2　3 9歳児　1　3　2　9　9　7　2　1　1 10歳児 4　3　6　2　13　5　1　3　6 11歳児 0　2　3　4　12　5　3　3　3 12歳児 3　1　4　4　6　4　0　3　3 13歳児 3　4　2　7　8　4　3　1　5 14歳児 3　2　2　1　11　8　3　1　4 15歳児 1　2　1　8　12　3　3　2　5 16歳児 1　2　4　3　7　4　2　0　6 17歳児 4　5　1　2　12　3　5　1　4 ※小1＝6歳児、中1＝12歳児、高1＝15歳児
19	実施要領 1 基本事項 (2)業務概要⑦計画概要	現在の町立体育館の使われ方について､平日･休日の各使用団体の使用時間帯と頻度についてご教示いただけないでしょうか。	定期的な利用は、次のとおりです。 月：休館日 火：AM卓球（半）、夜間ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ、ﾊﾞﾚｰ（半） 水：AM卓球（半）、夜間ﾌｯﾄｻﾙ、ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ（半） 木：AM卓球、体操（半） 金：AM体操（半）、夜間空手（全） 土：PM居合（半）、夜間ﾊﾞｽｹｯﾄ（半） 日：定期利用なし R6利用実績（開館日305日） 専用：1,053件14,616人 個人：　185件　898人
20	実施要領 1　基本事項(2)業務概要⑧整備予定地の現況	敷地内の樹木の種類と配置をご教示いただけないでしょうか。	高木（ひまらやすぎ、桜）以外の樹種及び配置については、正確に把握していません。敷地の整備状況により伐採、伐根することは可能ですが、町民への周知と理解は必要と考えます。
21	特記事項 P1	解体面積に、真鶴中学校体育館の記載はありませんが、本業務に含まれますか。	本業務「調査基本設計業務委託特記事項23ページにお示したとおり、解体に含みます。同特記事項1.4「【解体】現有中学校校舎」の次に、「【解体】現有中学校体育館　延床面積　778.00㎡（RC造1階）」を追記します。
22	特記事項 P13	地盤調査は、別途、見積書提出と記載があり	委託金額に含まれます。町立体育館建設時に、5か所の地盤調査を実施しています。（真鶴町立体育館

		ますが、基本設計業務委託金額 55,814,000 円（税込）に含まれますか。	建設工事竣工図　平成 7 年 9 月参照）校舎の配置等により地盤調査が必要であれば協議により実施をしますので、見積書を参考として提出をお願いするものです。
23	基本構想・基本計画 P48	仮校舎改修設計は別途業務と考えてよろしいでしょうか。	仮校舎の改修設計については、現時点で想定しておりませんが、必要と判断した場合は、改修の内容に応じて協議とさせてください。
24	実施要領 P12	全体スケジュールは基本設計業務の工程でよろしいでしょうか。	本技術提案時は、お見込みのとおり。
25	実施要領 P12	図中やキャプション等の文字サイズは 10Pt 以下でもよろしいでしょうか。	基本的な文字の大きさは、実施要領 13 ページ③(ウ)に記載のとおり 10.5Pt 以上としていますが、図中やキャプション等については 10Pt 以下でも良いこととします。
26	実施要領 P13	プレゼンテーション時に使用するスクリーンサイズ（横×縦）をご教示いただけますか。	スクリーンのサイズは、１m70 ㎝（横）×１m70 ㎝（縦）ですが、投影サイズは、最大で１m70 ㎝（横）×１m50 ㎝（縦）となります。
27	様式 8 及び 9	指定様式サイズ内であれば提案書様式の枠のサイズを変更してもよろしいでしょうか。	様式８及び９の様式は、枠のサイズ変更について認めます。なお、様式 9-3(3)自由意見については、Ａ４片面横使いを原則としていますが、Ａ３片面横使いまで認めることとします。
28	基本構想・基本計画 p.14,Ⅲ-2-(5)- オ 、p.48,6-(1)建設スケジュール案	既存町立体育は改修工事前、いつ頃まで運営している予定か。	新校舎建設及び町立体育館改修は同一契約を想定しています。本契約は地方自治法の規定に基づく議会議決要件（令和９年６月議会を予定）の契約となると思われることから、令和８年度中あるいは、契約確定までは一般利用を継続したいと考えていますが、受託者と協議の上で決定していきます。
29		義務教育校開校後の自転車通学は想定されているか。また、教職員や地域住民,保護者など含め、登校来校者のための駐輪場(台数含む)は必要か。	地域の特性上、自転車通学は想定していません。アシスト自転車の普及で町内の方の自転車利用も増えてきてはいますが、駐輪場としての整備は想定していません。
30	実施要項 p.7	CM 業務を発注する予定があり、もしくはす	お見込みのとおり。

	2(10)④エ	でに発注しており、設計時には CM 業務受託者との調整が必要という理解でよいか。	
31	実施要項 p.13 5(6)③(エ)	ここで記載の「技術提案書」には様式 9 の技術提案書以外に、様式 8 の業務実施方針も含まれるという理解でよいか。	実施要領 12 ページ、「(６)提出書類の記入上の留意事項に記載のとおり、業務実施方針（様式８）も含まれます。
32	実施要項 p.16 6(3)	プレゼンテーションには様式 5 に記載した技術者以外の者で、担当予定技術者または様式 6 に記載した協力者の出席は可能でしょうか。	実施要領 16 ページ(３)プレゼンテーション及びヒアリング(ウ)「当該従事予定の管理技術者を含む５名までとする。」に記載のとおり、協力者等の出席については、５名以内であれば可能です。
33	実施要項 p.16 6(3)	プレゼンテーションの出席は 5 名までとありますが､他に PC 操作者 1 名も出席可能でしょうか。可能な場合、操作者は 5 名の中に含まれるでしょうか。	ＰＣ操作者を含め５名以内でお願いします。
34	実施要領 P16 6(3)② プレゼンテーションンにおける留意事項	「様式８の業務実施方針、様式 9-1、9-2、9-3 の特定テーマについてご説明すること。」とありますが、説明する順番は場合によっては入れ替えても構わないでしょうか？	特に、説明の順番を決定しているものではありませんので、各事業者のプレゼンテーションの裁量とします。
35	実施要領 P16 6(3) ②プレゼンテーションンにおける	「原則として事前に提出した内容への追記・変更は認められない。」とありますが、プレゼンテーションにおいて事前に提出した内容を	記載のとおり、ページ数を限定していないことから、公平性を期すために補完するようなダイアグラムやイメージについても、事前に提出されたものを有効とします。

	留意事項	補完するようなダイアグラムやイメージの追加は可能でしょうか？	
36	プロポーザル実施要領 P16 6(3)①	プレゼンテーション会場のレイアウト図や会場の様子がわかる資料についてご教示ください。	別添のとおり
37	プロポーザル実施要領 P16 6(3)①	プレゼンテーションでは、HDMI 等備品の準備はありますでしょうか。発表者側はパソコンを持参すれば接続可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
38	プロポーザル実施要領 P16 6(3)②	プレゼンテーションにあたって、提案書に記載の内容を強調する表現（赤囲い・矢印等の追加）や紙面の拡大等の加工は行ってよろしいでしょうか。	「№35」に回答したように、補完となるような資料は事前提出とし、資料を説明するための表現等は事業者の裁量とします。
39	基本設計仕様書 p8 3.10、3.11	町民意見公聴会のほかに議会承認や庁内合意のスケジュールやタイミングについて、想定があればご教示ください。	時期を含む、スケジュール等については受託者との協議となり未定ですが、想定している内容は次のとおりです。 ①基本構想シンポジウム（７月～８月） ②新校舎の配置（案） ③校舎内の施設整備（案） 　②及び③に際しては、学校建設準備委員会、町民意見公聴会、議会説明、教育委員会説明を丁寧に実施したいと考えています。なお、令和７年度第１回学校建設準備委員会（2025 年６月 19 日開催）において、②の検討協議を予定しています。
40	既存図	町立体育館について。真鶴町回答書（2025 年 5 月 9 日時点）に、確認済証が不存在と回答がありましたが、同	お見込みのとおり。

		時に検査済証も不存在であるという認識でよろしいでしょうか。	
41	(3)プレゼンテーション及びヒアリング、様式7	参加可能人数は「当該業務に従事予定の監理技術者を含む5名まで」と記載がありますが、様式7では参加者を記す欄に「主任担当技術者」と記載があります。主任担当技術者以外の、当該業務に従事予定の担当技術者の出席でもよろしかったでしょうか。	「No.32に回答のとおり」
42	基本構想・基本計画 p45	現在想定している小学校・中学校・地域利用の駐車台数をお教えください。	最終的な判断は、校舎内の施設整備を含む校舎の配置等を決定した後に受託者と協議をします。来校者用の駐車場は想定しますが、現時点で台数等は未定です。
43	基本構想・基本計画 p24	「校外学習等で利用するバス」の台数、大きさ、同時に停車する台数をお教えください。	現在、校外学習等で利用するバスは、マイクロバス1台が最大です。10人乗り等を利用する場合は、2台の場合もあります。
44	基本構想・基本計画 p37	家庭科調理室・ランチルームに「カフェテリア方式を採用できる設備環境を用意」とありますが、日常的に給食を生徒児童にサービスする想定でしょうか。その場合、配給する人員は給食の調理員という理解でよろしかったでしょうか。	決定事項ではありませんが、「No.15」の回答のとおり、中学校の現在の日課表では、昼食時間を20分で行っています。教室配膳とした場合、大きく変更することも想定されることから、ランチルーム方式も選択肢の一つとして考えています。配給方法等については、受託者が決定後、学校等と協議をしていきます。
45	基本構想・基本計画 p46,47	広場で想定されている活動内容をお教えください。	敷地整備やその活動内容については、これからの検討課題です。広場の設置を必須としている訳ではありませんが、児童や異学年交流として園児や乳幼児が遊べる場としての活用も地域に開かれた学校や異

			学年交流の充実など基本構想における教育理念達成のため想定しています。
46		来校者駐車場の台数、および駐輪場の台数の目安がございましたらご教示願います。	「No.29」及び「No.42」に回答のとおり。
47		教職員数の目安がございましたらご教示願います。	人事に関することなので、目安等を含めてお答えできませんが、令和7年5月1日現在の教職員数は次のとおりです。 小学校：16人〔非常勤・支援員等16人を除く〕 中学校：17人〔非常勤・支援員等11人を除く〕
48	真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画P.45「（3）配置計画案B案」について	敷地の東側には、土砂災害特別警戒区域がありますが、この区域に適用される「開発行為の制限」「建築物の構造規制」の具体的な内容についてご教示願います。	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域において、特定開発行為をしようとするときは、所在地を所管する神奈川県土木（治水）事務所長の許可を受ける必要があります。特定開発行為の詳細については、神奈川県県土整備局 河川下水道部砂防課HP特定開発行為許可制度に係る手引き等によります。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/dosyaho/kaihatu.html 設計段階で関係部局との協議を行い、具体的に必要となる検討を進めていくことになります。
49	真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画P.45「（3）配置計画案B案」について	「既存校舎が校庭より1m程度高い場所にあるため、既存校舎の場所を校庭にする場合は切土工事を行う必要があります」との記述がありますが、本敷地において「開発行為」に該当する切土および盛土の基準をご教示願います。	神奈川県令和7年3月版「都市計画法に基づく開発許可関係事務の手引」（県土整備局 建築住宅部建築指導課）によります。 ※詳細については、盛土規制法等判定チェックリスト等参照 ただし、基本計画段階で関係部局と事前協議を行っていないため、具体的な検討並びに協議は設計段階で行うことになります。
50	真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画～P32（1）補助	国庫補助基準面積の「屋内運動場：2,032㎡」の補助は、改築（新築）部分だけではなく、既存体育館の改	現状、既存体育館は町立体育館であるため社会体育施設という位置付けです。当該施設の今後の扱いについては学校施設に用途変更するか社会体育施設という位置付けのままとするか未決定であり、建築基準法上の取り扱いを含めて設計段階で総合的に検討を行い判断する必要があります。補助事業について

	基準面積＋（２）計画面積	修にも適用されるのでしょうか。	も学校施設に用途変更して学校施設の補助が適用されるかどうか今後の協議課題となります。なお、社会体育施設についても補助事業はあるため、社会体育施設の改修工事に係る補助事業を活用する可能性や空調設備改修に伴い、熱源の選定による補助等の検討も今後の協議課題であると認識しています。
51	真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画 p.61 学校建設準備委員会議事録・資料（抜粋）、「幼保小中保護者・教職員向けアンケート part1・2」集計結果等	「幼保小中保護者・教職員向けアンケート part1・2」集計結果等のリンク先が、学校建設準備委員会議事録・資料（抜粋）のリンク先と同じですが、同じで間違えないでしょうか。	基本構想・基本計画 61 ページの二次元コードから、「真鶴町学校建設準備委員会」へリンクし、「第 11 回・第 10 回・第９回・第８回」の学校建設準備委員会議事録の次に「一貫教育校実現に向けての保護者アンケート part２」の集計結果等を公表していますので、ご確認願います。

No.36　プレゼン会場イメージ（真鶴町民センター第２会議室）